

売 買 契 約 書

1. 品 名
2. 数 量 1式
3. 契 約 金 額 ￥. - (内 消 費 税 額 ￥. -)
4. 納 入 期 日
5. 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり
6. 契 約 保 証 金 免 除
7. 仕 様 別紙仕様書のとおり

上記について、発注者 国立研究開発法人防災科学技術研究所 契約担当役 理事
を甲とし、物品供給者 を乙として、次の条項により売買契約（以下「本契約」という。）
を締結する。

（総則）

第1条 乙は、本契約及び仕様書（これに添付された図面、見本、図書等を含む。以下「仕様書等」という。）の定めに従って、定められた物品（以下「契約物品」という。）を納入期日に納入場所に納入するものとし、甲は、その対価として上記契約金額を乙に支払うものとする。

（権利義務等の譲渡の禁止）

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡、処分又は承継してはならない。

（第三者の権利に対する措置）

第3条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての権利）及びノウハウ等をいう。）その他の第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 乙は、前項に定める必要な措置を乙が講じなかったことによって甲に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。

（法令等に基づく手続）

第4条 乙は、本契約の履行にあたり、法令等に基づき行政庁又はその他関係部署に対する必要な手続がある場合には、乙の責任においてこれを行うものとする。

(仕様書の解釈等)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

2. 甲は、仕様書等の内容の変更が必要である場合には、乙と協議の上、変更を行う。甲は、この場合、必要に応じ、契約金額、納入期日その他本契約に定める条件について、乙と協議の上、変更を行う。

(納入)

第6条 乙は、本物品を納入するときは、その旨を甲に通知するものとする。

2. 甲は、前項による通知を受けたときは、甲又は甲が契約物品の検査（以下「納入検査」という。）を行うべきことを命じた職員（以下「検査員」という。）により、通知を受理した日から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法により検査を行うものとする。但し、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
3. 乙は、納入期日までに、契約物品を納入することができないときは、直ちにその旨を甲に通知するものとする。
4. 契約物品を納入するための運送、包装梱包等に要する費用は、乙の負担とする。

(納入検査)

第7条 甲は、納入検査を行うには、あらかじめ日時を指定して乙の立会いを求めるものとする。乙が納入検査に立ち会わないときは、甲は、単独で納入検査を行うことができ、その結果について乙は、異議を述べることができない。

2. 乙は、検査員の指示に従い検査に必要な作業等をするものとする。
3. 乙は、契約物品が納入検査に合格しなかったときは、契約物品について補修、代替品の納入、その他の適切な措置を行い、再度、納入検査を受けなければならない。

(引渡し)

第8条 乙は、契約物品が納入検査に合格したときは、甲に契約物品を引き渡す。

2. 契約物品の所有権は、前項の引渡しと同時に乙から甲に移転するものとする。
3. 契約物品の引渡し前に生じた契約物品の滅失、毀損その他の損害は、全て乙の負担とする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(一部引渡し)

第9条 甲は、適当と判断する場合には、乙から契約物品の一部の納入を受け、その部分について納入検査を行い、合格部分の引渡しを受けることができるものとする。

2. 前項の納入検査及び引渡しについては、第6条から第8条までの規定を準用する。

(値引受領)

第10条 甲は、乙が納入した契約物品が納入検査において合格の要件を一部みたさないと判断した場合であっても、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引して、受領することができるものとする。

(契約金額の支払い)

第11条 乙は、契約物品又はその一部を甲に引き渡した場合、甲に対し、契約金額の支払いを請求することができる。甲は、乙から正確かつ適法な請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を乙に支払うものとする。

2. 天災地変その他当事者双方の責に帰することができない事由により、乙が本契約を履行することができなくなった場合には、甲は、契約金額の支払いを拒むことができる。
3. 甲は、乙から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付する。この場合、その請求書を返付した日から甲が乙に是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙が是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第12条 甲は、約定期間内に請負金額を支払わないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

2. 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて計算するものとし、遅延利息率は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率とする。但し、乙が契約金額の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
3. 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、又、検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ前項の規定により計算した金額を乙に支払うものとする。
4. 甲は遅延利息の額が100円未満であるときは、支払いを要しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（納入期限の延伸及び遅滞金）

第13条 乙は、納入期限までに契約物品を納入することができないときは、予め遅滞の理由及び納入可能期日を明示して甲に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2. 甲は、前項の請求に対し支障がないと認めたときは、遅滞金を徴収して延伸を承認するものとする。但し、遅滞が天災地変その他乙の責に帰することのできない事由による場合は遅滞金を徴収しないものとする。
3. 前項の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品を納入する日までの日数に応じ遅滞1日につき契約金額（乙が物品の一部を納入した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部を甲が認めた場合は、この部分に対する金額を控除した額）の民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率を乗じて日割計算した額とする。
4. 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日から甲が検査に着手した日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

（契約不適合責任）

第14条 甲は、乙から引渡しを受けた契約物品が本契約又は仕様書等の内容に適合しないとき

は、乙に対し、民法第562条及び第563条の規定に従い、修補、代替物の引渡し等による履行の追完、代金の減額の請求をすることができる。但し、本契約においては、民法第562条第1項但書の規定は適用しない。

2. 甲は、前項に定める請求のほか、乙について次の各号に掲げる事由を認めた場合、損害賠償の請求又は解除権を行使することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3. 乙は、前二項の請求を受けた場合、速やかに甲の求めに応じなければならない。

4. 甲は、契約物品の引渡し後、契約物品の種類又は品質に関する不適合を知った時は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しなければならない。但し、乙が不適合につき故意又は重過失であった場合は、この限りでない。

(損害賠償責任)

第15条 乙は、本契約の履行において、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、かかる損害を賠償するものとする。但し、乙の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りでない。

(施設等の損害)

第16条 乙は、本契約の履行に際し、甲の施設、設備等を滅失またはき損したときは、原状に復し又は代替品を納入し若しくはこれによる損害を賠償しなければならない。但し、乙の責によらない場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期日までに契約物品の納入をしないとき又は納入期日までに契約物品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。
- (2) 契約物品が再度の納入検査に合格しなかったとき。
- (3) 前号の他、乙が本契約上の重要な義務に違反したとき。
- (4) 本契約の履行において、乙又はその代理人（乙又はその代理人が法人の場合には、その役員又は使用人）が不正又は不当な行為をしたとき。
- (5) 乙につき、債務超過、支払不能若しくは支払停止の状態が生じた場合、手形交換所の取引停止処分がなされた場合、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）若しくは私的整理手続の開始の申立てがなされたとき。
- (6) 乙につき、差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 乙又はその役員等（役員又はその支店若しくは常時売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する。）であると認められるとき。

ロ 暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 乙又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められるとき。

ニ 乙又はその役員等が、暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

ホ 乙又はその役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 乙又はその役員等が、自ら又は第三者をして、(i)暴力的な要求行為、(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為、(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、(iv)風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて甲の信用を棄損し、若しくは甲の業務を妨害する行為、又は(v)その他(i)から(iv)までに準ずる行為をしたと認められるとき。

ト 乙又はその役員等が、下請契約又は材料の購入契約その他の本契約の履行に関連する契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者との間で契約を締結したと認められるとき。

チ 乙又はその役員等が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の本契約の履行に関連する契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除その他必要な措置を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 乙について、甲に対する背信的行為があったとき。

(9) 民法第542条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する事由が認められるとき。

(10) その他前各号に準ずる事情があるとき。

2. 前項各号に定める乙の責による契約の解除によって、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

3. 甲は、第一項各号に定める場合の他、甲が必要と認めた場合には、第8条に定める引渡し前に限り、本契約を解除することができる。これにより乙に損害が生じた場合、甲は、解除時点での未払い契約金額を上限として、解除により乙に生じた損害の責を負う。

（解除に係る違約金）

第18条 本契約が第14条2項、前条第1項各号により解除された場合、乙は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。

2. 甲が被った損害が前項の違約金の額を超えるときは、甲は、乙に対し、当該超過分につき賠償を請求することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第19条 乙（事業者団体の構成事業者となる場合はその事業者団体を含む。以下この条において同じ。）は、本契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反し、同法第7条、第8条の2、第20条に基づく公正取引委員会による措置命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項、第8条の3又は第20条の2ないし第20条の6に定める課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき（納付命令が独占禁止法第63条第2項により取り消された場合を含む。）。但し、乙が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が不当廉売等の甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第5項又は第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙（乙が法人である場合には、その法人に所属する役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6又は独占禁止法第11章に定める犯罪行為をし、その刑が確定したとき。
2. 乙が前項各号の一つに該当することにより甲が被った損害が前項の違約金の額を超過するときは、甲は乙に対し、当該超過分につき賠償を請求することができる。
 3. 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（相殺等）

第20条 この契約により甲が乙から徴収すべき遅滞金、違約金の金額がある場合において、甲が当該金額と相殺することのできる債務を乙に対して有するときは、これを相殺することができる。

2. 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において徴収すべき金額がある場合又は甲が遅滞金、違約金を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し遅滞利息を支払わなければならない。但し、徴収すべき金額、遅滞金又は違約金が100円未満の場合はこの限りでない。
3. 第12条の規定は、前項の遅滞利息について準用する。なお、同条第2項但し、書中「乙」とあるものは「甲」と読み替えるものとする。

（準拠法・管轄裁判所）

第21条 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、水戸地方裁判所とする。

（誠実協議）

第22条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙誠実協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書式通を作成し、当事者記名捺印の上、甲乙各壺通をそれぞれ保有する。

甲 茨城県つくば市天王台3-1
国立研究開発法人
防災科学技術研究所
契約担当役 理 事

乙